

日本 ESD 学会による国際会議への参加支援に係る 2023 年度募集要項

2023 年 8 月 4 日国際交流委員会決定

1. 背景

日本 ESD 学会では、若手を中心とする研究者の国際分野での活動を支援するため、2021 年度において第 11 回世界環境教育会議 (WEEC) への参加支援を行うこととし、公募した結果、3 名に対する参加支援を行った。その際の支援の条件は以下のとおりであった。

- ▶ 支援額を原則参加登録料の 1/2 とし、かつ上限額を 50,000 円とする。なお、支援は予算の許す範囲で行うものとする。
- ▶ 参加レポートを提出することを義務とする。
- ▶ 若手研究者 (40 歳未満又は博士課程修了後 8 年以内) を優先する。
- ▶ 会議での発表等、国際会議への貢献を勘案する。

支援申請に対する審査は国際交流委員会で行った。

この際の支援は、国際交流委員会の設立後間もない中、WEEC2022 が迫っていたことから暫定的な方策とされ、将来正規の募集要項、審査要項を国際交流委員会において検討・作成することとされた。

その後、国際交流委員会において「国際会議等への学会会員の参加支援に関する規定」の検討が進められ、別添の規定が作成され、2023 年 2 月 5 日の理事会にて承認された。

2. 募集の目的

日本 ESD 学会会員が積極的に国際的な ESD の研究・実践活動に参加・貢献することを奨励するため、若手研究者・実践者を含む日本 ESD 学会会員に対して、日本 ESD 学会「国際会議等への学会会員の参加に関する規定」に従い、国際会議への参加・貢献のための経費の一部 (参加登録費、渡航費を含む。) を支援することを目的とする。

3. 支援対象者

日本 ESD 学会の個人会員。国際会議等への参加費用の捻出が容易でないと考えられる若手研究者・実践者を優先する。

4. 支援対象活動

持続可能な開発又は ESD に関わる重要な国際会議等の国際活動とする。

5. 支援対象経費

原則として参加登録費の 1/2 とし、かつ上限額を 50,000 円とする。なお、支援は予算の許す範囲で行うものとし、予算が許す範囲内での渡航費に対する支援を排除するものではない。

5. 審査

支援申請に対する審査は、日本 ESD 学会国際交流委員会内に審査委員会を設置して行う。審査委員

会委員は、国際交流委員会委員長が指名する。

支援対象者に対しては、参加レポートの提出を義務づけることとする。また、審査に際しては、以下の事項を考慮するものとする。

- 科研費奨励研究の基準を踏まえ、若手研究者（40歳未満又は博士課程修了後8年以内）を優先する。
- 会議での発表やイベント企画、サイドイベントの企画や発表等、国際会議への貢献度を勘案する。

日本 ESD 学会による国際会議への参加支援
申請フォーム

申請者名及び年齢	氏名： 生年月日（年齢）：
申請者連絡先	e-mail： 電話／Fax：
申請者所属	
申請対象国際会議等	
当該国際会議等の概要 （150 字程度）	
申請者による貢献	
申請対象経費： 根拠資料・情報を添付	
備考	

国際会議等への学会会員の参加支援に関する規定

日本 ESD 学会国際交流委員会決定
2023 年 2 月 5 日日本 ESD 学会理事会承認

(総則)

第1条 この規定は、国際交流委員会による国際会議等への学会会員の参加支援について定めるものである。

(目的)

第2条 国際交流委員会は、若手研究者を含む学会会員の国際会議等への参加を支援することとし、そのために必要な募集及び審査に関する業務を担当する。

(支援対象)

第3条 国際会議等への学会会員の参加支援とは、当面の間、ESD に関する国際会議への参加経費の全部または一部の支援（参加登録費、渡航費を含む。）とする。

(募集)

第4条 支援対象となる活動については、国際交流委員会が決定する。

2. 募集は、別途個別活動ごとに定める募集要項を日本 ESD 学会のウェブサイトに掲示することにより行う。国際交流委員会は、その周知のため、日本 ESD 学会の SNS 等を通じた広報に努めなければならない。
3. 募集要項においては、支援を受けた者による学会誌やニュースレターへの投稿その他の方法による学会への報告を求めることを明記する。

(審査・選考)

第5条 応募に対する審査・選考は、別途定める審査・選考基準に基づき、国際交流委員会が行う。

(経費)

第6条 国際会議等への学会会員の参加支援に関して必要となる経費は、原則として日本 ESD 学会の事業予算により措置する。

(規定の制定及び改訂)

第7条 この規定の制定及び改訂は、国際交流委員会が、日本 ESD 学会理事会の承認を得て行う。

(雑則)

第8条 国際会議等への学会会員の参加支援に関し、本規定に明記されていない事項については、国際交流委員会が日本 ESD 学会会長及び事務局長と協議のうえ決定する。

附則 この規定は、2023 年 2 月 5 日より施行する。